

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

---

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 第1節 建築系公共施設

#### 第1項 学校教育系施設

##### (1) 学校

###### ①現状及び課題

小学校及び中学校の延床面積は、市が保有する建築系公共施設（借受けを含む）の床面積の約6割を占めています。

建物は、昭和30年代後半から昭和50年代に集中的に建設されており、9割近くの建物が建築後30年以上を経過しています。空調設備、給排水設備、トイレ等の衛生設備及びプールについては、安全で快適な教育環境を提供する見地から、これまでも計画的に順次更新・改修を実施してきました。令和2年度には学校施設長寿命化計画を策定し、今後20年間に集中する学校建替えへの対応として、早急に具体的な更新計画を作成することとしています。

児童・生徒数は昭和50年代のピーク時に比べると約4.5割減少していますが、少人数学級や特別支援教室の設置等に対応する必要があるため、各学校においては現時点では施設の余剰が顕在化している状況には至っていません。しかし、大局的には児童・生徒数は減少傾向が継続するものと見込まれており、将来的に学校施設の規模や配置を見直す必要が生じるものと見込まれます。

本市においては、「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」の3つの型の小中一貫校を推進しています。また、平成23年度から順次指定をして、平成26年度には市内の全小中学校をコミュニティ・スクール<sup>15</sup>に指定し、各校には学校運営協議会が設置されています。

###### ②基本方針

今後の入学者数の前提となる年少人口の動向や、防災面も含めた地域コミュニティの在り方との整合性を踏まえ、学校ごとに①長寿命化による延命措置、②複合利用を前提とする建替え、③将来の用途変更に対応可能な建替え、④耐用年数到来時における集約化など、各種の観点から将来の方向性を検討し、二重投資の抑制を図りながら計画的な施設の更新と規模の適正化、最適配置の実現を図ります。

<sup>15</sup> コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）に基づいた仕組みです。

## (2) その他教育関連施設

### ①現状及び課題

小学校の学校給食を行う学校給食センターの建物は、建築から 50 年以上経過しており耐震診断も未実施の状態、早急に新施設での稼働が必要な状況です。防災まちづくり構想（令和 2 年 3 月策定）において、災害時には応急給食の調理や救援物資の集配拠点等として機能し、平常時には小学校給食の調理や食育推進のための事業等を行う（仮称）防災食育センターを整備することとし、令和 7 年度稼働に向けて事業を実施しています。現在の施設や調理機器等については、新施設の稼働予定時期を考慮し、大規模な修繕や入替えを前提とせず、基本的に最小限の修繕で対応しています。

中学校の学校給食は、平成 22 年度から民設民営のセンターへ転換し、民間委託での給食調理・配膳は安定的に行われています。

教育センターの各施設（教育相談室、適応指導教室）は、市民総合センターの 3 階に位置しています。学校施設とは独立した施設となっているため、児童・生徒や保護者が安心して利用しやすいように配慮がされています。

### ②基本方針

（仮称）防災食育センターは、平常時の学校給食機能等と災害時の応急給食機能等を併せ持つ施設として、令和 7 年度からの稼働開始を目指し、施設整備及び管理・運営体制の整備を進めます。新施設の稼働後は、現学校給食センターは用途廃止となるため、跡地利用について、周辺の公共施設の今後の方向性と整合をとって検討します。

教育相談室や適応指導教室の施設管理については、複合施設（市民総合センター）の施設管理を担当している主管課との連携を密にして、児童・生徒の安全性や教育環境を損なうことのないように、適切な改修や設備の更新等を行います。

## 第2項 社会教育・文化施設

### (1)文化施設

#### ①現状及び課題

市民会館（さくらホール）は平成20年度より直営から指定管理に移行し、公演の幅の広がりや市民を巻き込んだイベントの実施など事業内容が工夫されています。建物は建築後30年以上が経過しており躯体及び設備の老朽化が進んでいますが、定期的な修繕計画等はなく、その都度修繕を行っています。

ホールを利用するイベント等の開催時には、駐車場台数の確保が必要となり、周辺の駐車場を借用しています。

#### ②基本方針

建物及び舞台設備等に関する中期的な修繕・更新の計画を策定して、安全で安定的な施設運営とより質の高いサービスの提供を目指します。

また、第五次長期総合計画前期基本計画（令和3年3月策定）に基づく中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての（仮称）生涯学習センターの整備の検討に併せて、市民会館を含めた各施設の集約化や再配置等についても検討します。

### (2)図書館

#### ①現状及び課題

市内には地区図書館を含めて図書館が6館設置されていますが、残堀・伊奈平地区図書館以外は、600㎡以下の施設です。

また、各図書館はどの施設も地区会館等との複合施設となっています。

各図書館とも、建築から30年から49年が経過して老朽化が進んでおり、自動ドアや空調設備類の改修など、施設の状況に応じて改修を実施しています。

年々蔵書数が増加し、保管スペースが不足しています。

#### ②基本方針

第五次長期総合計画前期基本計画に基づき、中央図書館と中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての（仮称）生涯学習センターの整備の検討を進めます。幅広い世代が利用できる図書館を目指すことで、読書環境の充実を図る施設としていきます。

あわせて、現在の6館体制を統合・集約化することについても検討します。

市民の利便性を向上させるため、令和5年度を目途に電子図書館の導入を行います。

### (3) 社会教育・集会施設

#### ①現状及び課題

各地区会館とも、建築後 30 年以上が経過して老朽化が進行しており、空調設備や給水設備、内装などの改修工事をその都度実施しています。さいかち地区会館は、老朽化が進んでいたことから、令和元年度に廃止し、建物は令和 2 年度に解体しました。

公民館は、平成 12 年度から学校の余裕教室となった部分を切り離して現在の公民館としています。施設の管理は学校から切り離した形態をとっており、入口も学校とは別にしています。元々が学校であったため駐車場が少ないという課題があります。公民館さいかち分館は、都営村山団地建替事業に伴い都営村山団地内に令和元年度に新設されました。さいかち地区会館の後継施設としての役割も担っています。

地区集会所は、既存施設の再活用や宅地開発に伴うコミュニティ施設の設置など、施設によって成り立ちが異なっていることが特徴としてあげられます。また、施設によって利用回数に大きな差があります。建物は比較的新しいものが多く、建築後の経過年数が 15 年未満が 6 施設、24 年が 1 施設、40 年以上が 2 施設となっています。地区集会所の管理は無人で地区会館で鍵の貸出しを行っています。

緑が丘コミュニティセンター及び男女共同参画センターは都営住宅の 1 階に設置されており、建築後の経過年数は 15 年で比較的新しく、今のところ建物の大きな不具合はみられません。利用者も多く、駐車場が混雑していることもあります。

#### ②基本方針

市民の文化活動やサークル活動の場を提供している部屋の貸館機能については、地区会館、公民館、地区集会所のほか、市民会館や市民総合センターなどでも実施しており、第五次長期総合計画前期基本計画に基づく（仮称）生涯学習センターの整備の検討の中で、これら社会教育施設・集会施設の役割及び機能を合わせて、適正な数量及び配置についても検討します。

## (4) 博物館等

### ① 現状及び課題

歴史民俗資料館は、温泉施設（村山温泉「かたくりの湯」）や都立野山北・六道山公園の近隣にあり、これらを訪れる利用者の相乗的な集客につながっていますが、立地は市の中心部から少しはずれた場所にあり、市民の認知度が高いとは言えない状況です。施設は建築後 40 年以上を経過していますが、平成 26 年度に屋上防水、外壁等の修繕を実施しており状態は良好です。また、資料の保管スペースが不足しています。

なお、大南地区に平成 28 年 9 月に歴史民俗資料館分館を開館しました。

### ② 基本方針

今後も利用者の増加に取り組みながら、周辺施設と連携した施設の有効活用を図ります。

今後は利用実態や施設の役割等を総合的に踏まえて、将来的な在り方を検討します。

## 第3項 社会体育施設

### (1) 体育館、プール、公園・運動場内建築物(管理棟等)

#### ①現状及び課題

総合体育館は、市の中心部から離れた位置にあり、市民アンケートでは場所が遠くて交通の便が悪いことから利用しづらいという意見も寄せられています。大規模な行事や大会の開催時は多くの方が車で来館することもあり、駐車場不足が課題となっています。

野山北公園プールは、中村プールが平成18年3月に、大南公園プールが平成25年3月に廃止されたことにより唯一残るプールですが、設置後40年以上経過しており、老朽化が著しい状況です。平成21年度から東京経済大学武蔵村山キャンパスの室内プールを借り受けて市民に開放する事業（「室内プール開放事業」）を実施しています。

運動場等のグラウンドは、水はけの改善等を行うことで利便性の向上を図り、利用率の向上に取り組んでいます。

野球場のバックネットやフェンスについては老朽化が進行しており、また高さが低いためにボールが場外へ飛び出すことがあることなどからフェンスの増設などの対応が求められています。

#### ②基本方針

総合体育館については、駐車場の確保など利便性の向上を図ることを検討します。

また、年々進行する照明器具や床面の老朽化や経年劣化への適切な対応を行うとともに、照明器具のLED化等により維持管理費用の節減に努めます。

野山北公園プールは老朽化が著しいことから、適切な維持管理を行いながら、令和8年度までを目途に方向性を決定し、施設の使用を継続する方針となった場合は、決定した方向性に沿った大規模改修等を実施します。

公園・運動場内の施設は、管理棟や公園便所等の建築物だけでなく、グラウンドバックネットやナイター照明施設、テニスコート面等を含めた運動施設全般について、長寿命化施策を含む維持更新計画を策定します。

## 第4項 子育て支援施設

### (1) 保育所、児童館、学童クラブ、ちいろば教室、子ども・子育て支援センター

#### ①現状及び課題

本市の公立保育所はつみき保育園が昭和46年の設置以来50年間にわたり運営をしてきましたが、令和4年度から、建物を民間へ移譲し、民設民営保育所として運営されることとなりました。

児童館は市内に6か所を設置しています。そのうち、お伊勢の森児童館以外の5館は学童クラブと複合化して運営しています。お伊勢の森児童館は福社会館の中に設置しており他の館では実施していない庶務業務を兼務しています。また3館は地区児童館として地区会館の建物内に設置しています。都営村山団地建替事業に伴い解体されたさいかち地区学習等供用施設内から都営村山団地内に新たに設置されたさいかち児童館を除き、いずれの施設も建築後35年から45年以上を経過しており老朽化の進行がみられます。

学童クラブは市内に13か所あり、それぞれ児童館、校舎内又は学校敷地内に設置しており、関係所管課や施設管理者との連携を図りながら運営をしています。

ちいろば教室は、昭和46年10月の設置以来およそ50年間にわたり、1歳6か月から小学校就学前までの児童を対象に市独自の「心身障害児通所訓練事業」を続けてきましたが、令和元年10月から児童福祉法に基づく「児童発達支援事業所」として東京都の指定を受けて運営を行っています。現在のちいろば教室は、福社会館の2階に設置されています。福社会館内には、60歳以上を利用対象者としている福社会館と18歳未満を利用対象者としているお伊勢の森児童館が併設されています。

子ども・子育て支援センターは、令和2年度に、保健相談センターお伊勢の森分室で実施されていた子育て世代包括支援センターを含む母子保健事業と子ども家庭支援センター事業を統合して設置されました。高齢者在宅サービスセンターの廃止により生じた保健福祉総合センター（市民総合センター）のスペースをリニューアルして活用しています。子ども家庭支援センター事業は、平成13年度の開設当初は委託運営、平成21年度からは指定管理者制度による運営を行っていましたが、平成31年4月からは直営で運営しています。

#### ②基本方針

将来的な年少人口の動向を見据えながら、市の子育て支援に関する計画や事業を踏まえつつ、適正な施設の総量や配置について継続的な検討を行います。

また、児童館及び学童クラブについては、今後の学校の施設整備の方向性に合わせて、学校の関係所管課と情報共有を図りながら最適配置の検討を行います。

施設の設備（遊具を含む。）や内装などは、特に子どもの安全面及び衛生面を維持向上させる観点から適切な維持管理を実施します。

ちいろば教室は、児童福祉における主要な事業として、現状の運営体制に見合った施設規模を維持して事業を継続します。

## 第5項 保健・福祉施設

### (1) 高齢福祉施設

#### ① 現状及び課題

福祉会館及び老人福祉館は、市内在住の60歳以上の方々を対象とし、高齢者の健康増進と福祉の向上を目的とした施設です。華道・書道・民舞・演芸等の各種講座を主催しているほか、福祉会館には入浴施設があります。福祉会館は、平成24年度に耐震工事を実施済みで、また平成26年度には外壁や内装を中心とした大規模修繕を実施しています。老人福祉館は6か所を設置していますが、老朽化の進行により建物の改修が必要な施設や、利用者数が他の館と比較して3分の1から10分の1程度と少ない施設も存在します。なお、さいかち老人福祉館は、令和元年度に都営村山団地内に新たに設置された施設です。

高齢者在宅サービスセンターは、デイサービスを行う施設として、都営村山団地の1階部分に設置されており、指定管理者制度による運営を行っています。施設は建築後30年未満であり、老朽化による不具合は顕在化していません。

地域包括支援センターは、保健（保健師等）、介護（主任ケアマネジャー）、福祉（社会福祉士）という3分野の専門職が連携し、市町村や地域の医療機関、介護サービス等の事業者、民生委員などと協力しながら地域の高齢者の様々な相談に対応する機関です。

本市の地域包括支援センターは、市の公共施設内に緑が丘地域包括支援センターと南部地域包括支援センターの2か所を設置して指定管理者制度により運営しているほか、民間の事業所内において委託により2つの施設を運営しています。

#### ② 基本方針

市内の高齢者人口の動向を見据えて、施設の最適配置を検討します。今後とも高齢者人口が著しく増加する地域については、利用状況も考慮した上で施設の拡充を検討する一方で、高齢者人口の著しい増加が見込めない地域や施設の利用者実績が少ない施設については、移設や他施設との集約化・複合化による規模の縮小も検討します。

また、民間代替可能性のある事業については、民間業者の活用を積極的に検討します。

## (2)障害福祉施設

### ①現状及び課題

のぞみ福祉園は、知的障害者に対して就労機会の提供や、地域での生活及び能力の向上のために必要な訓練等を行って社会参加を支援することを目的とした施設です。こうした位置付けからパンを製造するための焼き窯などの重量のある特殊設備を備えています。建物は建築から36年を経過したRC（鉄筋コンクリート）造の建物であり、令和2年度に外壁、防水及び扉等の大規模改修工事を実施しました。

若草集会所は、心身障害者（児）福祉の増進を図ることを目的として設置した集会所であり、主に障害者団体の活動拠点として使用されています。土地を東京都から目的を定めて無償で借りているため、当集会所を有償で貸し出すことや用途変更を行うことは難しい状況です。建物は建築後44年を経過するLGS（軽量鉄骨）造であり、老朽化が進んでいます。近隣には新設も含めて集会施設が存在するため、集会所の立地が最適であるかどうかは検証が必要です。

精神障害者地域活動支援センター、身体障害者福祉センター及び障害者地域自立生活支援センターは、保健福祉総合センターに設置されています。運営は、指定管理者制度を導入して行っています。保健福祉総合センターは、平成13年度に旧校舎部分（旧第五小学校）の改修を行って新設部分を合築した建物ですが、新設部分は当該工事から20年、旧校舎部分は建築当初から53年を経過しています。令和元年度には老朽化した空調設備を省エネタイプの機器に更新しました。

### ②基本方針

のぞみ福祉園は、将来的に建替や長寿命化改修を検討する際には、事業の連携の強化、事務効率の向上及び総量抑制による財政負担の軽減の見地から市民総合センター内への移設又は同一敷地内への併設等について、選択肢の一つとして検討を行います。

若草集会所は、建物の標準的な使用年限を迎えることから、在り方を見直し、周辺施設への集約化等を検討します。

保健福祉総合センターは、障害者や高齢者の心身の安全に支障を来さないように、各種設備の点検を行うとともに、設備類の計画的な更新を行います。また、躯体については旧校舎部分を中心として安全性の確保に努めます。また、保健福祉総合センター内の各施設（障害福祉施設）は、今後も指定管理者との連携を行いながら利用者のニーズにきめ細かく対応できるサービスや設備類の改善を図ります。

### (3) 保健施設

<b>①現状及び課題</b>
<p>保健相談センターは、主に成人保健や予防接種を実施しています。また、健康推進課の事務室のほか、医師会、歯科医師会の事務所があります。医科は休日急患診療を行っていますが、休日の稼働率は低い状況です。令和3年5月からは、健康診断や健康教室を地域の各施設で行うようになったため生じていた施設のスペースを活用し、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場としても使用しています。</p> <p>保健相談センターお伊勢の森分室は、母子に関する健診を主に行っていましたが、令和2年度に子ども・子育て支援センターの事業へ統合され、市民総合センターへ移転しました。</p> <p>子どもの予防接種の手続等は、現在も保健相談センターで実施しており、市民総合センターと分離配置されているため、市民の利便性の観点から課題があります。</p> <p>建物は、保健相談センター及び保健相談センターお伊勢の森分室の両施設とも建築後40年以上と古く、劣化の進行が見られます。</p>
<b>②基本方針</b>
<p>市庁舎移設等の検討と併せて、保健相談センターの配置、規模についても検討を行います。方向性が定まるまでの間は、施設の機能を維持するため修繕対応を行います。</p>

### (4) その他福祉施設

<b>①現状及び課題</b>
<p>ボランティア・市民活動センターは、保健福祉総合センターに設置されています。</p> <p>平成14年度から運営が始まり、平成17年度からは指定管理者制度を採用して運営を行っています。市民団体への会議室貸出等も行っており、稼働率は増加しています。</p>
<b>②基本方針</b>
<p>指定管理者制度などの公民連携を推進し、効率的な運営に努めつつ、市民のボランティア活動を行う拠点として継続していきます。</p>

## 第6項 産業観光施設

### (1) 温泉施設

#### ① 現状及び課題

温泉施設（村山温泉「かたくりの湯」）は、市外からの利用者が6割を占めており、本市への来訪機会を提供し、観光拠点の一つとしての機能を担っています。平成19年度からは指定管理者による運営管理を行っています。施設運営は、指定管理者の事業収支内で行われていますが、建物や設備の修繕及び更新に係る費用については、市が負担しています。

利用者数の推移では、平成14年度のオープン以後は年々減少していましたが、平成24年度の建物内装リニューアル後は増加傾向にありました。平成29年度には、機械設備の更新を中心とした大規模改修を実施し、あわせて新たに炭酸泉浴槽や多目的ルームを設置するなど利用者ニーズに合わせた工夫を施しました。一定の利用者数で安定的に推移していましたが、令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響により減少しています。

維持管理に関しては、令和元年度に施設の調査を実施し、これまで未更新である設備機器の更新及び耐用年数に応じた計画的な設備機器の更新等について今後20年間の修繕・改修計画を定めました。

浴室関連やプール等の特殊な施設を有していることから、多くの維持管理費用がかかっています。

#### ② 基本方針

令和元年度に定めた修繕・改修計画に基づき、機械設備の交換サイクル等を踏まえて、施設の定期的・予防的な修繕・更新を実施します。

また、魅力的な施設運営とサービス向上による集客の増加や、機械・設備更新時において、より維持管理コストの低減が見込まれる機器の選択等による維持管理費用の縮減に努め、施設の安定的な運営を目指します。

更に、施設の利用者増につなげるため、各種イベントの実施や隣接する歴史民俗資料館や野山北・六道山公園内の施設等とも連携するとともに、観光ルートの策定や市内回遊者の誘致など、相乗的な集客力の向上を図って今後も市の観光拠点化を進めます。

## (2) 保管庫

### ①現状及び課題

村山デエダラまつりの山車及び備品などを保管する倉庫を2か所設置しています。山車以外にも祭り関係の備品・資材を保管しており、年々手狭になってきています。建物は年数の経過に伴い、今後は適切なメンテナンスの必要性が高まります。

### ②基本方針

村山デエダラまつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度以降延期されていますが、令和元年度までは、毎年約7万人規模の来場者があり、市外からも多数の見学者が訪れています。

今後も定期的な見廻り点検を可能な限り実施するなど、建物及び資材の適切な管理を継続します。

## 第7項 行政系施設

### (1)庁舎等

#### ①現状及び課題

市役所本庁舎は、昭和52年の建築で築後44年が経過しており、空調設備や給排水設備を中心に老朽化の進行が著しく、早急に大規模改修などの対策が必要な状況です。

また、会議室の不足や執務スペースの狭あい化、駐輪・駐車スペースの不足等の問題が生じています。

第二庁舎及びレストラン棟は、それぞれ耐震基準を満たしておりますが、老朽化が進んでおり、修繕などの対応が必要な状況です。

これらの状況も踏まえ、市庁舎移設等基本構想（令和2年7月策定）において、榎一丁目市有地を予定地とした市役所庁舎の移設方針を策定しています。

緑が丘出張所は、住民票発行などの市民課業務に加えて平成23年度からは生活福祉課の業務も行っており、施設の利用者は増加傾向にあります。建物は都営村山団地の1階部分を占めており、建物の修繕や改修については東京都と分担・協議しながら実施していく必要があります。

#### ②基本方針

本庁舎は、行政サービスの提供機能だけでなく、防災拠点としての機能も併せ持った施設であることから、市庁舎移設等基本構想に基づき、市役所庁舎の移設について、市民の利便性等も踏まえて、行政サービス機能の集約化等を含め検討を進めます。

また、集約化された後の関連施設の在り方についても検討を行う必要があります。

現庁舎の維持管理は、移設時期の予定と修繕・改修に係る費用を勘案しつつ、必要かつ効果的な対応を図っていきます。

出張所は、今後の市庁舎の配置の動向を踏まえて、地域間のバランスを考慮した出張所機能の適正な配置について検討を行います。

## (2)防犯施設

### ①現状及び課題

平成 19 年 4 月に、防犯ボランティアの方々の拠点となる施設として、見守り番 2 か所を開所しました。地域の安全・安心を守るため、子どもたちの見守り活動や防犯パトロールなどを行い防犯活動の発信源となるようボランティアの皆さんが中心となり運営されています。建物は建築後 15 年であり、現在のところ目立った老朽化はありません。また、施設はボランティアの方の活動によって運営されており、維持管理費用は大きくありません。

### ②基本方針

現在の施設は当面は現状維持とし、新たな施設の設置は原則として行いません。  
なお、地域の自主防犯組織活動について引き続き助成を行います。

## (3)消防施設

### ①現状及び課題

消防団の車庫及び団員詰所は、市内の青梅街道沿いに 7 か所、市の南西部に 1 か所の合計 8 か所設置しています。団員数に関しては、地域によって定数に達していない分団があり、その原因として、第二分団と第三分団のように、比較的近接して配置していることから団員候補者が重複してしまう面があります。

第四分団は市役所第二庁舎内と一体となっていますが、それ以外は市有地に設置している独立した施設です。建築後 30 年から 40 年近くの年数が経過している建物が 2 か所ありますが、現在のところ、車庫及び団員詰所として使用上の不具合はありません。

### ②基本方針

現状の消防団については、設置場所に偏りが見受けられることから、消防団の編成を再検証し、地域間の防災力の差の解消に努めます。

消防団と自主防災会を含む地域住民との連携により、施設の維持管理や協働を推進し、施設の維持管理体制の充実を図ります。

今後将来的にも消防団車庫は最新消防車両の規格への対応や市全体の備蓄機能の充実や防火・防災活動の充実を図るために、必要な施設更新を計画的に実施します。

## (4)備蓄倉庫

### ①現状及び課題

市内には7か所の災害対策用備蓄倉庫等があり、災害対策用の備品や物品を保管しています。

防災対策用資材センターは、平成10年に建築された建物で、平成21年から火災発生時の一時的な退避場所、また防火・防災に関わる活動を行う拠点として開所しました。建物は建築後23年であり、現在のところ目立った老朽化はありません。平成29年には同様の目的で、さいかち公園災害対策用資材センターが地区集会所との複合施設として建築されました。

災害対策用備蓄倉庫等の建物には耐震化が未実施の状態のものもありますが、日常的な人的利用を想定しておらず耐震化の対象とはしていません。建物は、旧消防団車庫などを転用しているため現在のニーズに合致しないものがあります。

### ②基本方針

災害発生時に迅速で効率的な対応を行えるようにするために、災害対策用備蓄倉庫等は、関連する公共施設の役割と位置を踏まえて、最適な配置について検討します。

市の公共施設の更新時には、防災備蓄倉庫を設置することなどについて検討します。

## 第8項 市民総合センター

### (1)市民総合センター

#### ①現状及び課題

市民総合センターには、高齢者・障害者福祉の拠点である保健福祉総合センターと、教育センターの各施設を設置しています。加えて、高齢福祉課、障害福祉課、子ども子育て支援課及び社会福祉協議会の事務室等があります。市民総合センターの施設維持管理については、市が実施しています。各施設運営は、施設の機能により市が直接運営するほか、指定管理者制度などを活用しながら施設運営を行っています。

市民総合センターは複合施設ですが、施設ごとに休館日や利用方法が異なっており、運営面において効率が悪い面があります。

当施設は平成13年度に旧校舎部分(旧第五小学校)の改修を行って新設部分を合築した建物です。新設部分は当該工事から20年、旧校舎部分は建築当初から53年が経過しており、令和12年頃には、新設部分は大規模改修時期、旧校舎部分は標準的な使用年数での建替え時期を迎えることになります。

令和元年度には老朽化した空調設備を省エネタイプの機器に更新しましたが、同年度に実施した劣化状況調査において、外部開口部(窓・扉)や屋上防水の漏水に関連する不具合が指摘されています。

#### ②基本方針

保健福祉総合センターは、障害者や高齢者の心身の安全に支障を来さないように、各種設備の点検を行うとともに、設備類の計画的な更新を行います。

教育センターは、児童・生徒の安全性や教育環境を損なうことのないように、適切な改修や設備の更新等を行います。

旧校舎部分は、標準的な使用年数での建替え時期を迎えるまでに詳細調査を実施した上で、残使用年数を見据えた対策を検討します。

行政サービス集約化や市民総合センターの複合施設としての在り方を検討する過程の中で、将来的には各施設の配置の見直し等を検討する可能性があります。

## 第9項 公営住宅

### (1)市営住宅

#### ①現状及び課題

令和2年度に老朽化した本町住宅の用途廃止・解体を行ったため、現在、市内には2か所の市営住宅があります。中央住宅及び三ツ木住宅については、建築から30年以上経過しており、市営住宅長寿命化計画（令和2年3月策定）において改修等が計画されています。

#### ②基本方針

市営住宅長寿命化計画に基づいて、計画的な維持管理及び改修等を行います。また、公営住宅全体の在り方についてもその方向性の検討を進めます。

## 第10項 公園内施設

### (1)公園内建築物

#### ①現状及び課題

市内の公園・運動場等において、トイレ・管理棟などの建築物を有している公園は、41か所あります。今後、土地区画整理事業等に伴い公園が増え、トイレは数か所増加する可能性があります。

各建物は、建築からの経過年数が10年程度から50年以上までと様々であり、構造も鉄筋コンクリート造、鉄骨造、アルミ製、ステンレス製、FRP製などとなっています。

トイレの清掃などは週3回、委託により実施していますが、屋根の清掃や軽微な修繕などは市職員が実施しています。また、年に1回は市職員が全てのトイレの見回りをしています。

平成30年度から令和元年度にかけて、ユニバーサル事業により、トイレの洋式化を実施しました。

#### ②基本方針

長期的な使用を見据えて清潔で快適な利用を維持するため、定期的な清掃、点検及び計画的な修繕等を継続し、適切な維持管理を行います。

（第2節土木系公共施設第5項の公園（P.115）も参照）

## 第 11 項 その他

---

### (1) その他

---

#### ①現状及び課題

市が保有しているその他の施設として、高齢者作業所（シルバー人材センター）、旧第二給食センターがあります。

高齢者作業所は、シルバー人材センターに市が土地を有償、建物を無償で貸し付けています。

旧第二給食センターは、現在は稼働していません。残っている建物は、(仮称)防災食育センター建設に伴い、今後、解体される予定となっています。

#### ②基本方針

高齢者作業所は、市として保有することの意義や市場価値を検証した上で、有効活用を図ります。

旧第二給食センターは、令和5年度中に解体を完了する予定です。

## 第2節 土木系公共施設

### 第1項 道路

#### ①現状及び課題

市内道路は、職員等による日常的な目視点検を実施しています。点検の結果は記録として残し、適切な管理を実践しています。

令和2年度に幅員6メートル以上の市道全てを対象として路面性状調査を実施し、修繕が必要と判断された路線は全体の10%前後でした。現状の舗装修繕・改修等の実施規模で、舗装の管理水準は一定水準に保たれています。ただし、大規模な更新等を実施できる路線は年間に1路線程度であり、その他の路線については部分的な修繕で対症療法的に対応している状況で、計画的な舗装の更新は実施できていません。

防犯灯などの道路附属物は台帳で適正に管理・把握しており、施設の点検・維持管理を確実、計画的に実施する基礎としています。

#### ②基本方針

路面性状調査の結果を踏まえ、劣化の進んでいる路線から更新等を検討します。

日常維持管理について、適正な水準を確保しつつ、コストの縮減が図れるように、日常維持管理マニュアルを策定します。

地下埋設物の劣化・損傷等の影響により路面下に発生した空洞が拡大し、舗装体が破壊することで路面陥没へとつながるおそれがあるため、その未然防止のため路面下空洞調査等の実施について、必要に応じて検討します。

効率的な道路維持管理を行うため、道路機能を発揮できない道路については売却等を検討します。

## 第2項 橋梁

### ①現状及び課題

橋梁は、令和2年度末時点において総延長513m、橋梁数62橋となっています。橋長が15m未満の小規模な橋梁が全体の約7割、15m以上30m未満の中規模な橋梁が全体の約3割を占め、30m以上の橋梁が1橋あります。

平成30年度に橋梁長寿命化修繕計画を改訂し、点検・診断・補修などの計画的な維持管理に取り組んでいます。直近では平成30年度に5年に一回の橋梁定期点検を実施し、令和3年度現在、緊急又は大規模修繕を実施する必要性がある橋梁はありません。

令和元年度には空堀川の河川改修工事に伴い、神明橋の架替を行いました。

### ②基本方針

5年に1回の定期点検に基づき橋梁長寿命化修繕計画を見直し、計画的な維持管理を行います。点検は、全橋を目視及び打音検査によって実施します。

橋梁を市民共通の資産として、アダプト制度<sup>16</sup>などにより市民と協力して資産を守る体制について検討します。

<sup>16</sup> アダプト制度：アダプトとは英語で「養子縁組」という意味があり、一定区画の公共の場所（道路、公園、河川、海浜など）を養子にみたくて、市民や民間企業などが里親となり定期的に美化・清掃活動等を行い、環境やその機能の維持・向上を図ることを目的とした制度のことで、行政がこれを支援します。

## 第3項 トンネル

### ①現状及び課題

市が管理するトンネルは野山北公園自転車道にかかるトンネルが4か所あります。いずれも建設は昭和の初期ですが、平成29年度の点検の結果、健全性は保たれている状態です。ただし、漏水箇所が多く見られます。

### ②基本方針

定期点検要領に基づいた定期的な点検を実施してトンネルの健全性を保ちます。  
トンネルを市民共通の資産として、アダプト制度などにより市民と協力して資産を守る体制について検討します。

## 第4項 下水道

### ①現状及び課題

本市の下水道事業は令和2年度に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計に移行しました。あわせて将来にわたり持続可能な経営を確保するため、施設・設備への投資見通しと財源見通しの計画を含む公共下水道事業経営戦略を策定しました。

施設の維持管理・更新面では、下水道ストックマネジメント計画（平成31年3月策定・令和2年1月改訂）において、管きょ及びマンホール の点検調査及び改築について、5年間の計画を立てています。

管路清掃や日常点検は定期的に行っています。

近年では、頻発する局所的集中豪雨に対する浸水被害の報告もなされており、雨水浸水対策の重要性が高まっています。

### ②基本方針

浸水被害の軽減のため、雨水管の整備を進めます。

公共下水道事業経営戦略に基づき、適正な料金設定等、持続可能な下水道経営を行っていきます。

下水道ストックマネジメント計画に基づき、更新費用の平準化や経営的な観点も含め、計画的な管路改築・更新を実施していきます。

## 第5項 公園

### ①現状及び課題

毎年、市内 86 施設全ての公園の施設及び遊具等の点検を行い、状況把握及び安全管理に努めています。点検は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成 26 年 7 月・国土交通省）及び「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（平成 27 年 4 月・国土交通省）を基準に実施しています。

都市公園については、公園施設長寿命化計画（平成 28 年 2 月策定）に基づき、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間に於いて、施設及び遊具の修繕、改修及び更新を計画的に行っています。その他の公園施設は、毎年優先順位を設定して修繕等を実施しています。

今後は、効率的な日常維持管理を実施するためにマニュアル作りが必要です。

### ②基本方針

公園の安全性の確保と適切な維持管理のために日常維持管理マニュアルを策定するとともに、公園施設長寿命化計画にのっとり維持管理を実践していきます。また、公園施設長寿命化計画については、必要に応じて適宜の見直しを行い、計画的な維持管理に努めます。

## 第3節 土地

### ①現状及び課題

市が所有する普通財産としての土地については、貸付等の活用を行っているものもありますが、用途などが決まっていない土地もあり、維持管理費用を負担しています。

### ②基本方針

榎一丁目市有地については、市庁舎移設等基本構想に基づき庁舎の移設予定地として、行政サービス機能の集約化等を検討していきます。

その他の未利用地については、効率的で効果的な利用方法の検討を進めるとともに、売却等も含めた活用を検討します。

